

令和3年7月8日 美郷町農業委員会会議録

令和3年7月8日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は次のとおり

なし

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 2 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第 2 8 号 非農地証明の申請に対する可否の決定について

会長 高橋 正尚 午前 9 時 2 3 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年7月8日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年7月8日
2. 場 所 美郷町役場大会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時23分
5. 議事録署名委員 7番 深田秋彦
8番 細井千代文

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第7回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、7番、深田委員、8番、細井委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第25号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第25号、申請番号18番から19番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに使用貸借権です。
申請番号18番、六郷地区の田14筆、11,999㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。6月総会の基盤強化法で、〇〇〇さん、〇〇〇さん共有のものから秋田県農業公社へ売却された農地です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。
続いて賃貸借権です。
申請番号19番、千畑地区の田6筆、4,104㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人の離農のため、受人へ賃貸借します。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号18番と19番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第25号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号18番、19番の2件につい

て質疑を行います。質疑ございませんか。

- 2番委員 申請番号19番についてお伺いいたします。受人の貸付面積が27,636㎡となっておりますが、その内訳が分かりましたら説明をお願いします。
- 庶務班長 貸付面積は、すべて〇〇〇と中間管理機構を通して貸付しております。
2番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号18番、19番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号18番、19番については、原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第25号については、原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第26号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第26号について、申請番号64番から65番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号64番、千畑地区の田3筆、14,150㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で、渡人から公社を経由して受け手へ売買するものです。渡人が離農するため、売買価格は10aあたり〇〇〇円です。買い受け予定者は〇〇〇さんで、引き渡し時期は9月2日を予定しております。
続きまして、貸借権設定です。
申請番号65番、仙南地区の田5筆、8,943㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。再設定です。受人の経営状況は資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号64番と65番につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第26号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号64番、65番の2件について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号64番、65番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号64番、65番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第26号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第4、議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第27号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第27号について、申請番号181番から190番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号181番から190番までについては、農地中間管理事業による貸借権設定です。期間は本年8月1日から令和13年7月31日までの10年間です。

申請番号181番、六郷地区の田5筆、14,342㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号182番、千畑地区の田1筆、1,294㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号183番、仙南地区の田1筆、2,539㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号184番、千畑地区の田3筆、2,505㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号185番、仙南地区の田1筆、2,344㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号186番から189番までの受け手は〇〇〇さんです。

申請番号186番、六郷地区の田7筆、仙南地区の田2筆、計5,589㎡、出し手は〇〇〇さんで、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号187番、仙南地区の田4筆、2,838㎡、出し手は〇〇〇さんで、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号188番、仙南地区の田2筆、1,290㎡、出し手は〇〇〇さんで、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号189番、仙南地区の田1筆、470㎡、出し手は〇〇〇さんで、10aあたり〇〇〇円です。

申請番号190番、六郷地区の田2筆、5,166㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号181番から190番までの10件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第27号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号181番から190番まででございますが、申請番号185番は本人案件ですので、まずは、申請番号181番から184番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号181番から184番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号181番から184番までについて

は原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号185番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時13分

- 議 長 それでは、申請番号185番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号185番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号185番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時14分

- 議 長 それでは、申請番号186番から190番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号186番から190番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号186番から190番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第27号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に日程第5、議案第28号非農地証明の申請に対する可否の決定についてを上程し議題とします。議案第28号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第28号について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号1番、仙南地区の畑1筆、249㎡、申請者は○○○さんです。非農地証明の申請理由についてですが、申請地は当時の所有者が高齢となり、約40年前から耕作しておらず、現況に即した地目へ変更したいことから申請しました。資料として、1ページに位置図、2ページに公図、3ページに全部事項証明書、4ページ以降は現場写真を添付しております。

資料の写真をご覧ください。宅地が低く、左の高台が申請地です。このように、現地確認の際に農地の状況を確認しましたが、周りの山林原野とほぼ同じような状況になってきており、農地として利用することが困難と判断しております。以上です。

- 議 長 議案第28号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、担当委員の調査の報告をお願いします。

2番委員 7月1日午前11時半頃、木村委員、事務局職員2名とともに現地を確認いたしました。資料2ページの公図の申請地90番と4ページの写真を見比べ

ていただきたいと思いますが、写真の左側の赤土のところがあり、それが97番です。この部分は現況畑となっておりますけれども、赤土の右側の斜面と奥の山林となっている部分が申請地の90番です。この辺一带はもともと丘のようになっている場所で、土採取により崩して宅地や畑になっているところもあります。公図の中の申請地90番のほか91番から96番まで杉の木が植わっておりますが、もともと畑として利用していた場所に植林等が行われ山林化、原野化したように見受けられました。現況から見て、原状復帰は難しいと判断いたしました。以上です。

●議 長 それでは、これより審議を行います。議案第28号について質疑を行います。質疑ございませんか。

11番委員 地目が農地であって現況がこのような場合、本人の申請があれば証明する、なければ取り扱わないということですか。

●事務局長 本年4月1日付で農林水産省経営局農地政策課長より各都道府県担当部長宛、非農地判断の徹底についてという文書が発出されております。その中でも農業委員会としては農地台帳の正確性を期するために、非農地である農地に関しては、非農地の確認をすることとなっております。本来であれば所有者が登記を直すべきですがけれども、一部の市町村では、職権で地目変更の登記も行っております。やはり現状再生不可能な場所を農地として復元させるのは困難でありますので、そのような場所については、町の課税部門と連携しながら、所有者の方へ確認し、非農地判断をしていただきながら解消していくという流れになろうかと思っております。以上です。

11番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第28号については原案のとおり許可することに決定いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和3年第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時23分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年7月8日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 深 田 秋 彦

議事録署名委員 細 井 千代文